

飛騨地域ドメスティックバイオレンス防止協議会設置要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を防止・改善し、通報・相談・保護・自立支援の体制整備と関係機関の連携等を図ることを目的として「飛騨地域ドメスティックバイオレンス防止協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事項について所掌する。

- (1) 配偶者からの暴力の防止、早期発見、早期対応及び援助のための関係機関の連携の推進に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止に係る県民等への周知・啓発に関すること。
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る連絡調整及び検討に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、見識を有する者で構成する。

2 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし 委員が任期の途中、別表の各職を退いた場合にはその後任の者を委員とする。

2 委員は再任を妨げないものとする。

(座長)

第5条 協議会の座長は、飛騨県事務所福祉課長を充てるものとする。

2 座長は、協議会を招集し、会務を総理する。

3 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 座長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、飛騨県事務所福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。なお、岐阜県飛騨圏域配偶者からの暴力の防止協議会要綱は平成19年6月13日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

飛騨地域ドメスティックバイオレンス防止協議会委員

法務局	人権擁護担当職員	1名
公共職業安定所	高山公共職業安定所	1名
警察	高山警察署、飛騨警察署、下呂警察署の業務担当課長	3名
医師会	飛騨地域（高山・下呂・飛騨）の医師会を代表する者	1名
民生・児童委員協議会	民生委員協議会飛騨ブロックから推薦のあった者	1名
社会福祉施設	飛騨地域管内の社会福祉施設長	1名
市村	各市村の女性保護担当課長	4名
教育事務所	飛騨教育事務所教育支援課長	1名
保健所	飛騨保健所健康増進課長	1名
子ども相談センター	飛騨子ども相談センター所長	1名
女性相談センター	女性相談センター所長	1名
飛騨県事務所	飛騨県事務所福祉課長	1名